

平成30年2月28日
(照会先)
リスク統括部
リスク統括部長 遠藤 弘之
(電話直通 03-6892-7744)
経営企画部広報室
広報室長 坂田 信喜
(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

事務処理誤り等(平成30年1月分)について

平成30年1月分の事務処理誤り等の件数及び個別の事案等について、別添のとおりお知らせいたします。

日本年金機構においては、引き続き事務処理誤り等の再発防止に努めてまいります。

事務処理誤り等（平成30年1月分）について

別添

I 概要

日本年金機構（本部及び年金事務所等）における公的年金業務の事務処理誤り（社会保険庁時代のものを含む。）について、本部担当部署及び年金事務所等の事務処理誤りの詳細な報告が完了したものを取りまとめたもの。

これらの事務処理誤り等については、被保険者等の関係者から公表を控えるよう強く要請されない限り、原則、その事案の概要等を公表します。

II 状況

事務処理誤りについては1～7のとおりです。

1 平成30年1月分の事務処理誤り公表件数

今回公表する事務処理誤りの件数は、平成29年度に発生した事務処理誤りが95件、平成28年度が28件、平成27年度が12件、平成26年度が10件、平成25年度以前が75件、合計220件(市区町村において発生した13件、委託業者等が発生させた38件を含む)となっています。

そのうち事案の概要が公表可能な204件について、一覧で事象をお示ししています。

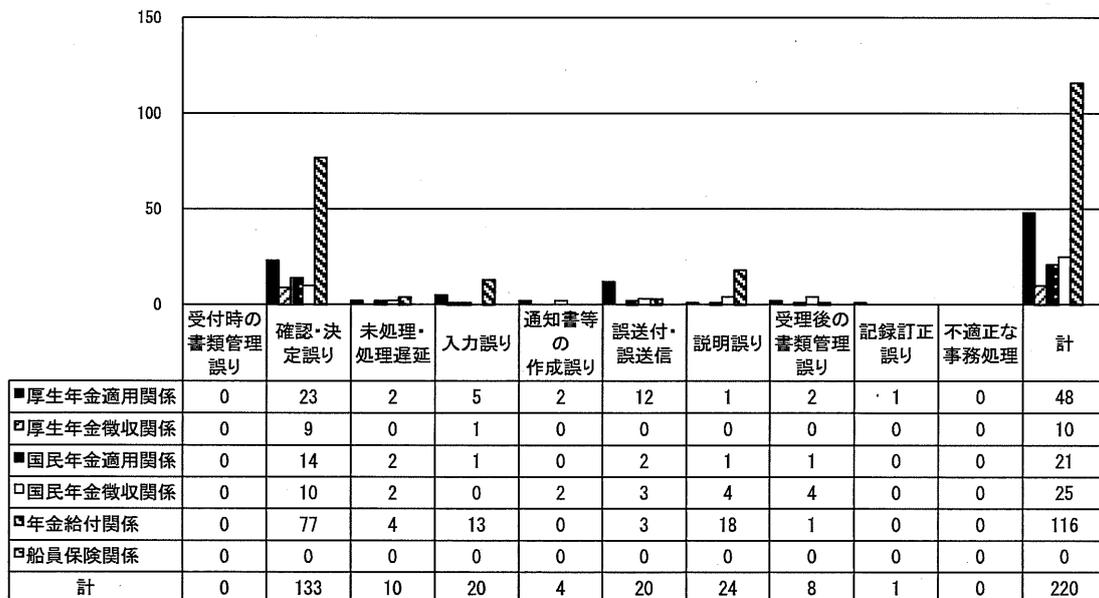
〈事務処理誤りの発生年度別内訳〉

発生年度	20年度以前	21年度		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	合計
件数	62	3	1	2	3	1	3(1)	10(2)	12(1)	28(10)	95(37)	220(51)
割合	28.1%	1.4%	0.5%	0.9%	1.4%	0.5%	1.4%	4.5%	5.4%	12.7%	43.2%	100.0%

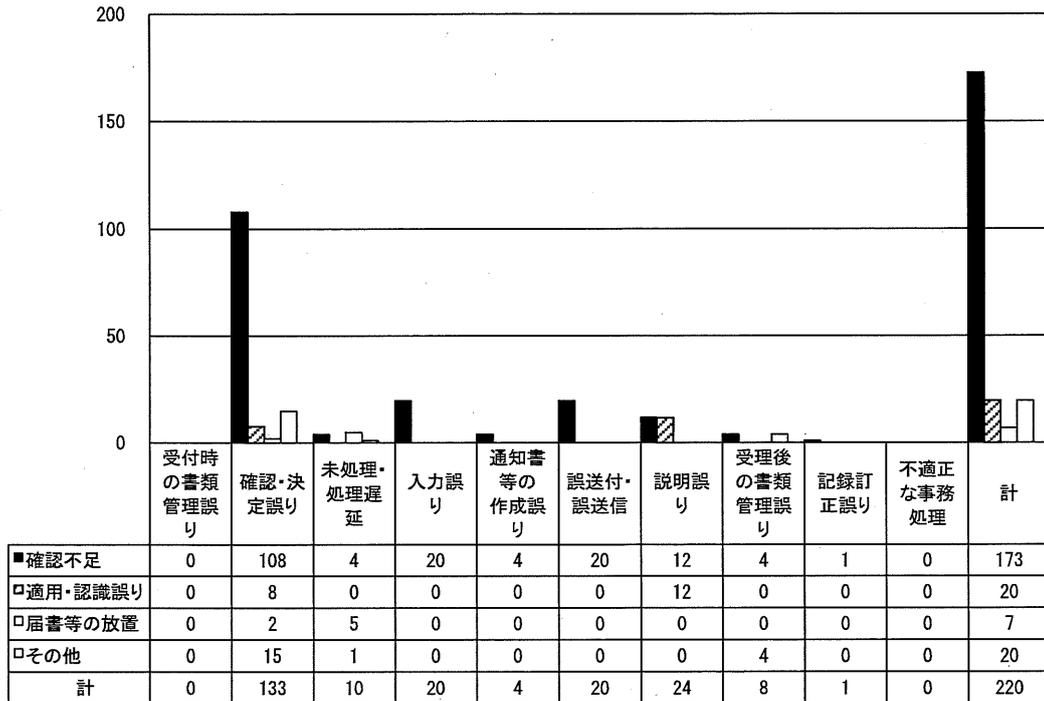
← 社会保険庁時代に発生 →

※（ ）内は市区町村や委託業者等、機構職員以外が発生させた事務処理誤り件数を再掲した。

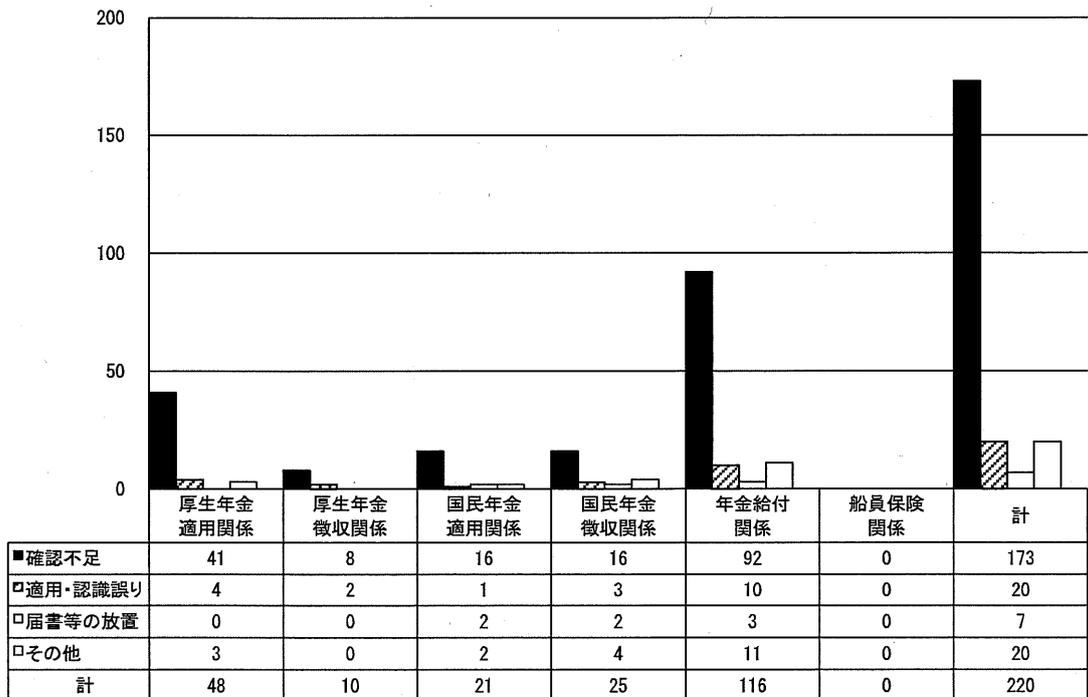
2 制度等別・事務処理誤り区分別内訳



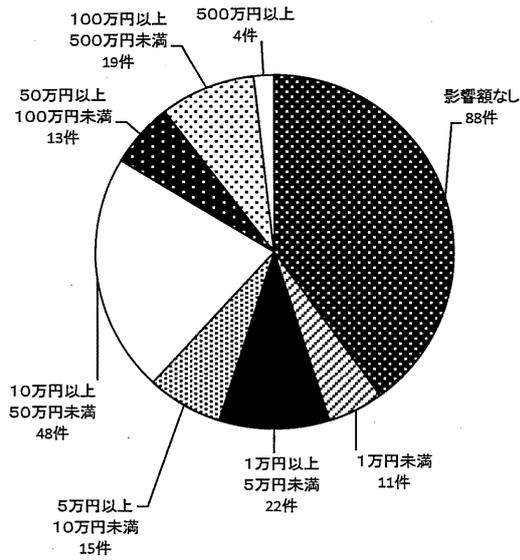
3 原因別・事務処理誤り区分別内訳



4 原因別・制度等別内訳

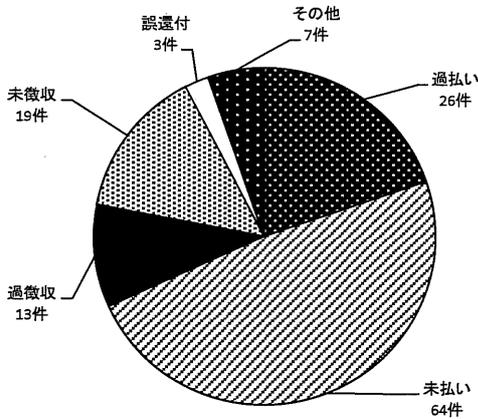


5 影響額別内訳



影響額	制度	厚生年金 適用関係	厚生年金 徴収関係	国民年金 適用関係	国民年金 徴収関係	年金給付 関係	船員保険 関係	計
影響額なし		31	6	9	14	28	0	88
1万円未満		1	1	1	2	6	0	11
1万円以上 5万円未満		2	1	5	3	11	0	22
5万円以上 10万円未満		2	0	1	1	11	0	15
10万円以上 50万円未満		4	2	4	4	34	0	48
50万円以上 100万円未満		3	0	1	0	9	0	13
100万円以上 500万円未満		4	0	0	1	14	0	19
500万円以上		1	0	0	0	3	0	4
計		48	10	21	25	116	0	220

6 事象別内訳



事象	件数	合計金額 (円)	平均金額 (円)
過払い	26件	12,254,081	471,310
未払い	64件	52,390,724	818,605
過徴収	13件	1,924,712	148,054
未徴収	19件	8,079,335	425,228
誤還付	3件	180,051	60,017
その他	7件	21,706,216	3,100,888
計	132件	96,535,119	731,326

(注1) 「事象別内訳」は、「影響額別内訳」の「影響額なし」以外の内訳を表示した。

(注2) 「合計金額」は、事務処理誤りによって年金支払額や保険料徴収額に影響のあったものの合計を表示した。

(注3) 「その他」の内訳は以下のとおりである。

(円)

未徴収と未払い	1件	1,828,676
未徴収と過払い	4件	10,037,345
未払いと過払い	2件	9,840,195

7 判明契機別内訳

判明契機	件数	割合
内部	128件	58.2%
外部	92件	41.8%
計	220件	100.0%

Ⅲ 振替加算に係る対応状況

振替加算の加算漏れとして平成29年9月13日に公表した105,963人の2月28日時点における対応状況は以下のとおりです。

- ・支払いが完了した方 104,500人 (598.5億円)
- ・支払いが完了していない方 1,463人 (※)

※支払いが完了していない方は年金の選択関係の確認が必要な方、すでにお亡くなりになられていて振込先を確認する必要がある方等です。これらの方には確認が出来次第順次お支払いを行ってまいります。

○日本年金機構の平成30年1月分の事務処理誤り一覧(1～28ページ)

1. 厚生年金適用関係	1P	整理番号 1～46
2. 厚生年金徴収関係	8P	整理番号 47～54
3. 国民年金適用関係	9P	整理番号 55～71
4. 国民年金徴収関係	12P	整理番号 72～88
5. 年金給付関係	15P	整理番号 89～204

1. 厚生年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	
1	資格取得届の誤り	確認・決定誤り	愛媛	新居浜	2016年 4月18日	2017年 11月7日	○担当部署において年金記録を確認したところ、本人記録であることの確認不足により誤った基礎年金番号で資格取得届を処理していたことが判明しました。 ●担当者が事業所及びそれぞれのお客様にお詫びの上説明し、記録の訂正を行いました。 ●担当部署において、資格取得時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1事業所 2名	なし	0	
2			東京	東京広域 事務センター	2017年 6月12日	2017年 8月9日		1事業所 2名	なし	0	
3			静岡	事務センター	2016年 12月28日	2017年 8月22日		1事業所 2名	なし	0	
4			宮城	仙台広域 事務センター	2017年 5月25日	2017年 10月13日		○他の年金事務所から連絡があり、本人記録であることの確認不足により誤った基礎年金番号で資格取得届を処理していたことが判明しました。 ●担当者が事業所及びそれぞれのお客様にお詫びの上説明し、記録の訂正を行いました。 ●担当部署において、資格取得時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1事業所 2名	なし	0
5			神奈川	港北	2017年 4月20日	2017年 11月10日			1事業所 2名	なし	0
6			青森	事務センター	2017年 3月29日	2017年 9月29日		○機構本部から連絡があり、本人記録であることの確認不足により誤った基礎年金番号で資格取得届を処理していたことが判明しました。 ●担当者が事業所及びお客様にお詫びの上説明し、記録の訂正を行いました。 ●担当部署において、資格取得時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1事業所 2名	なし	0
7	資格喪失届の誤り	入力誤り	京都	事務センター	2017年 7月19日	2017年 10月24日	○事業所から問合せがあり、委託業者が資格取得届について報酬月額を誤って入力したため、保険料が未徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は納付していただきました。 ●現在の委託業者に対し今回の事象を説明し、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	未徴収	627,731	
8			北海道	事務センター	2017年 3月27日	2017年 11月30日		○年金事務所から問合せがあり、委託業者が資格取得届について報酬月額を誤って入力したため、保険料が未徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は納付していただきました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	未徴収	1,158,319
9	資格喪失届の誤り	確認・決定誤り	青森	事務センター	2017年 10月30日	2017年 11月16日	○担当部署において確認したところ、資格喪失者にかかる賞与支払届の処理時に確認が不足し、賞与支払届処理後の資格喪失の再入力もれていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、資格喪失処理を行いました。 ●担当部署において、資格喪失者にかかる届書の処理を行う際の手順を再確認するとともに、処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0	
10	算定基礎届の誤り	確認・決定誤り	大阪	大阪広域 事務センター	2016年 9月6日	2016年 12月26日	○事業所から問合せがあり、算定基礎届の審査時に確認が不足し、標準報酬月額を誤って決定したため、保険料が未徴収となり、年金に過払いが生じていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は納付していただき、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、審査時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	その他	402,737	

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
11	算定基礎届の誤り	確認・決定誤り	大阪	大阪広域 事務センター	2017年 8月4日	2017年 9月7日	○事業所から問合せがあり、算定基礎届の審査時に確認が不足し、標準報酬月額を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、審査時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
12			埼玉	熊谷	2017年 8月21日	2017年 9月21日		1事業所	なし	0
13			大阪	大阪広域 事務センター	2016年 8月10日	2017年 3月16日	○お客様から問合せがあり、算定基礎届の審査時に確認が不足し、事業所が誤って記載した平均額に基づき処理を行ったため、保険料が未徴収となり、年金に過払いが生じていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は納付していただき、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、審査時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	その他	867,382
14			兵庫	事務センター	2017年 8月30日	2017年 8月31日	○社会保険労務士から問合せがあり、電子申請で提出された算定基礎届について確認が不足し、提出勤奨はがきの引き抜きが漏れたため、提出済みの事業所に対して誤って提出勤奨はがきを送付していたことが判明しました。 ●担当者が事業所及び社会保険労務士にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、提出勤奨はがき送付時の手順を再確認し、手順を徹底するよう周知しました。	25事業所	なし	0
15			東京	東京広域 事務センター	2017年 6月30日	2017年 10月13日	○事業所から問合せがあり、委託業者において算定基礎届の入力準備の際に確認が不足し、届書の画像データ化処理がもれたため、処理が遅れていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、届書の処理を行いました。 ●現在の委託業者に対し今回の事象を説明し、届書の画像データと原本との突合せを徹底するよう指導しました。	20事業所	なし	0
16		入力誤り	沖縄	事務センター	2014年 8月25日	2015年 7月30日	○お客様から問合せがあり、委託業者が算定基礎届について報酬月額を誤って入力し、標準報酬月額が誤って決定されたため、保険料が未徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所及びお客様にお詫びのうえ説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は納付していただきました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	未徴収	2,144,546
17	賞与支払届の誤り	確認・決定誤り	東京	江東	2007年 9月6日	2014年 3月28日	○担当部署において確認したところ、賞与支払届の審査時に確認が不足し、事業所が誤って記載した賞与額に基づき処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。記録の訂正を行い、過徴収となった保険料は還付しました。 ●担当部署において、審査時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	過徴収	108
18			愛知	名古屋広域 事務センター	2010年 7月30日	2016年 3月7日	○事業所から問合せがあり、賞与支払届の処理時に確認が不足し、エラーの解消後に処理を行うべきところ処理がもれたため、保険料が未徴収となり、年金に過払いが生じていたことが判明しました。 ●担当者が事業所及びお客様にお詫びの上説明しました。賞与支払届の処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、エラー時の確認及び進捗管理を徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	その他	58,170

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
19	賞与支払届の誤り	確認・決定誤り	鹿児島	事務センター	2017年 1月17日	2017年 2月22日	○事業所から問合せがあり、委託業者において賞与支払届の入力準備の際に確認が不足し、届書の処理手順を誤ったため、処理が遅れたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、届書の処理を行いました。 ●委託業者に対し、届書の処理手順の確認を徹底するよう指導しました。	21事業所	なし	0
20			東京	東京広域 事務センター	2017年 8月21日	2017年 8月29日	○事業所から問合せがあり、委託業者において賞与支払届の入力準備の際に確認が不足し、届書の処理手順を誤ったため、処理が遅れたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、届書の処理を行いました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、届書の処理手順の確認を徹底するよう指導しました。	1事業所	なし	0
21	70歳以上被用者関係 届書の誤り	確認・決定誤り	沖縄	事務センター	2016年 1月7日	2016年 7月7日	○事業所から問合せがあり、70歳以上被用者月額変更届の審査時に確認が不足し、処理不要としたため、年金の調整が正しく行われず過払いが生じていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、審査時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	164,718
22			沖縄	事務センター	2017年 10月13日	2017年 10月30日	○お客様から問合せがあり、70歳以上被用者不該当届の訂正届を処理する際に確認が不足し、年金の支払保留の解除処理を行わなかったため、年金に未払いが生じていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金の支払保留の解除処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、70歳以上被用者不該当届の訂正を行う場合の処理手順の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	163,066
23		入力誤り	宮崎	事務センター	2017年 8月10日	2017年 10月11日	○事業所から問合せがあり、委託業者が70歳以上被用者該当届について標準報酬月額相当額の入力を誤ったため、年金に未払いが生じていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	47,493
24			石川	金沢広域 事務センター	2017年 9月1日	2017年 12月6日	○事業所から問合せがあり、委託業者が70歳以上被用者該当届について標準報酬月額相当額の入力を誤ったため、年金に過払いが生じていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●現在の委託業者に対し今回の事象を説明し、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	過払い	504,354
25	二以上事業所勤務者の 誤り	確認・決定誤り	東京	東京広域 事務センター	2017年 7月14日	2017年 8月16日	○年金事務所から問合せがあり、二以上事業所勤務被保険者にかかる資格喪失届の審査時に確認が不足し、処理不要としたため、保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。届書の処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、審査時の確認を徹底するよう周知しました。	2事業所	過徴収	46,824

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
26	二以上事業所勤務者の誤り	確認・決定誤り	愛知	鶴舞	2016年 3月14日	2017年 10月17日	○お客様から問合せがあり、確認不足により二以上事業所勤務者の資格喪失処理の手順を誤ったため、年金が正しく調整されず未払いが生じていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、二以上事業所勤務者が資格喪失する際の手順を再確認し、審査時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	未払い	2,558,629
27	厚生年金適用関係届書の誤り	確認・決定誤り	大阪	大阪広域 事務センター	2017年 6月2日	2017年 6月12日	○事業所から問合せがあり、厚生年金被保険者・国民年金第3号被保険者住所一覧表を作成すべきところ、誤って事業所別被保険者一覧表を作成し、送付していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、厚生年金被保険者・国民年金第3号被保険者住所一覧表をお渡ししました。 ●担当部署において、一覧表作成時の依頼内容との突合せを徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
28	厚生年金適用関係の誤り	説明誤り	愛知	笠寺	2017年 9月25日	2017年 10月27日	○事業所から問合せがあり、特定適用事業所についての相談を受けた際に特定適用事業所該当年月日の計算を誤り、一月遅い日付で説明していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、特定適用事業所について相談を受けた際は、事業所記録の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
29	厚生年金適用関係通知書等の作成誤り	通知書等の作成誤り	愛知	笠寺	2017年 10月6日	2017年 10月10日	○事業所から問合せがあり、既に事業所調査済みの事業所に対し、確認不足により、誤って調査の実施通知を送付していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、調査対象事業所を選定する際の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
30			東京	北	2017年 10月18日	2017年 10月20日	○事業所から問合せがあり、既に社会保険の適用事業所であるにも関わらず、確認不足により、誤って加入勧奨文書を送付していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、加入勧奨文書の送付対象事業所を選定する際の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
31	厚生年金適用関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	沖縄	平良	2017年 11月30日	2017年 12月4日	○お客様から問合せがあり、他の事業所の被保険者一覧表を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した被保険者一覧表を回収しました。 ●担当部署において、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2事業所	なし	0
32	厚生年金適用関係通知書等の送付誤り	誤送付・誤送信	滋賀	事務センター	2017年 5月1日	2017年 5月9日	○社会保険労務士から問合せがあり、委託業者が他の事業所の健康保険被扶養者(異動)届(副)等を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの社会保険労務士にお詫びの上説明しました。誤って送付した健康保険被扶養者(異動)届(副)等を回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	2事業所	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
33	厚生年金適用関係通知書等の送付誤り	誤送付・誤送信	沖縄	事務センター	2017年 7月24日	2017年 7月26日	○社会保険労務士から問合せがあり、委託業者が他の事業所の「厚生年金保険70歳以上被用者標準報酬月額相当額改定及び標準賞与額相当額のお知らせ」を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの社会保険労務士にお詫びの上説明しました。誤って送付した「厚生年金保険70歳以上被用者標準報酬月額相当額改定及び標準賞与額相当額のお知らせ」を回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	2事業所	なし	0
34			広島	広島広域事務センター	2017年 8月30日	2017年 8月31日	○社会保険労務士から問合せがあり、委託業者が他の事業所の健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの社会保険労務士にお詫びの上説明しました。誤って送付した健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書を回収し、本来送付すべき社会保険労務士に送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	2事業所	なし	0
35			京都	事務センター	2017年 10月23日	2017年 10月24日	○事業所から問合せがあり、委託業者が他の事業所の健康保険被扶養者(異動)届(副)を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した健康保険被扶養者(異動)届(副)を回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	2事業所	なし	0
36			東京	東京広域事務センター	2017年 10月25日	2017年 10月27日	○事業所から問合せがあり、委託業者が他の事業所の健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書を回収し、本来送付すべき事業所にお渡ししました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	2事業所	なし	0
37			新潟	事務センター	2018年 1月15日	2018年 1月16日	○事業所から問合せがあり、委託業者が他の事業所の「厚生年金保険70歳以上被用者標準報酬月額相当額改定及び標準賞与額相当額のお知らせ」を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した「厚生年金保険70歳以上被用者標準報酬月額相当額改定及び標準賞与額相当額のお知らせ」を回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	2事業所	なし	0
38			愛知	名古屋広域事務センター	2017年 7月31日	2017年 8月9日	○事業所から問合せがあり、他の事業所の「厚生年金保険70歳以上被用者標準報酬月額相当額改定及び標準賞与額相当額のお知らせ」を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した「厚生年金保険70歳以上被用者標準報酬月額相当額改定及び標準賞与額相当額のお知らせ」を回収し、本来送付すべき事業所にお渡ししました。 ●担当部署において、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2事業所	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
39	厚生年金適用関係通知書等の送付誤り	誤送付・誤送信	愛知	名古屋広域事務センター	2017年 8月31日	2017年 9月6日	○社会保険労務士から問合せがあり、社会保険労務士宛に通知書を送付するための別送対象事業所一覧表を登録する際に確認が不足し、受託していない事業所を別送対象事業所として登録したため、他の事業所の健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が事業所及び社会保険労務士にお詫びの上説明しました。誤って送付した健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書を回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●担当部署において、別送対象事業所一覧表を登録する際確認及び封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	3事業所	なし	0
40			愛知	名古屋広域事務センター	2017年 9月11日	2017年 9月15日	○社会保険労務士から問合せがあり、他の事業所の健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が事業所及び社会保険労務士にお詫びの上説明しました。誤って送付した健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書を回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2事業所	なし	0
41			新潟	長岡	2017年 10月27日	2017年 10月30日	○社会保険労務士から問合せがあり、他の事業所の健康保険被扶養者異動届(副)等を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの社会保険労務士にお詫びの上説明しました。誤って送付した健康保険被扶養者異動届(副)等を回収し、本来送付すべき社会保険労務士にお渡ししました。 ●担当部署において、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2事業所	なし	0
42			千葉	木更津	2017年 12月14日	2017年 12月15日	○社会保険労務士から問合せがあり、他の事業所の健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が事業所及び社会保険労務士にお詫びの上説明しました。誤って送付した健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書を回収し、本来送付すべき事業所にお渡ししました。 ●担当部署において、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2事業所	なし	0
43	厚生年金適用関係届書等の管理誤り	未処理・処理遅延	神奈川	事務センター	2011年 6月24日	2013年 8月13日	○事業所から問合せがあり、賞与支払届の処理時に確認が不足し、資格喪失者についての補正処理がもれたため、保険料が未徴収となり、年金に過払いが生じていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。補正処理を行い、該当するお客様の過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、届書補正時の確認及び進捗管理を徹底するよう周知しました。	1事業所	その他	8,709,056
44			茨城	日立	2011年 5月頃	2017年 11月25日	○担当部署において確認したところ、郵便受けの隙間に郵便物が入り込んでおり、被扶養者(異動)届が未処理となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、届書の処理を行いました。 ●担当部署において、拠点内の環境の整備を徹底するよう周知しました。	2事業所	なし	0
45			受理後の書類管理誤り	東京	葛飾	2016年 12月頃	2017年 10月26日	○事業所から問合せがあり、提出された年金委員に関する書類が所在不明となっていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。年金委員に関する書類を再提出していただき、処理を行いました。 ●担当部署において、年金委員に関する書類の管理を適切に行うとともに、進捗管理を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
46	厚生年金適用関係届書等の管理誤り	受理後の書類管理誤り	岐阜	岐阜北	2017年 9月14日	2017年 11月29日	<p>○事業所から問合せがあり、提出された賞与支払届が所在不明となっていることが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。賞与支払届を再提出していただき、処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。</p>	1事業所	未徴収	82,249

2. 厚生年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
47	保険料調査決定時の誤り	確認・決定誤り	大阪	守口	2017年 7月31日	2017年 8月22日	○事業所から問合せがあり、保険料の充当処理時に確認が不足し、保険料の調整にかかる入力が遅れたため、保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、充当の処理を行いました。 ●担当部署において、充当処理の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1事業所	過徴収	306,768
48		入力誤り	北海道	苫小牧	2017年 3月7日	2017年 7月26日	○他の年金事務所から連絡があり、差押年月日を誤って登録したため、延滞金額を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、正しい延滞金納付書を作成し送付しました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
49	口座振替申出書の誤り	確認・決定誤り	東京	東京広域 事務センター	2017年 5月11日	2017年 5月29日	○事業所から問合せがあり、所在地変更に伴う口座振替納付(変更)申出書の審査時に確認が不足し、振替開始日を誤って処理したため、保険料が口座振替されなかったことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、審査時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
50	厚生年金徴収関係の誤り	確認・決定誤り	岩手	花巻	2017年 10月19日	2017年 10月26日	○担当部署で収納処理を行ったところ、窓口で保険料を領収する際の確認不足により、納入告知日前である保険料の納付書を作成し、領収していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、保険料領収時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	過徴収	248,370
51			京都	上京	2017年 11月24日	2017年 11月28日	○担当部署で収納処理を行ったところ、窓口で保険料を領収する際の確認不足により、他の年金事務所が管轄する事業所の保険料を誤って領収していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、保険料領収時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
52			青森	八戸	2017年 11月30日	2017年 12月1日	○担当部署において確認したところ、窓口で証券及び証券取立手数料を領収する際に確認が不足し、証券取立手数料額が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、過徴収となった保険料は還付しました。 ●担当部署において、証券を受領した際の証券の取立てに関する手数料の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	過徴収	216
53			東京	東京広域 事務センター	2017年 5月22日	2017年 5月30日	○委託業者から連絡があり、委託業者において保険料納入告知額・領収済通知書が未発送となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、保険料納入告知額・領収済通知書を発送しました。 ●委託業者に対し今回の事象を説明し、発送作業後の件数確認を徹底するよう周知しました。	5事業所	なし	0
54			本部	事業推進 統括部	2017年 8月21日	2017年 8月22日	○年金事務所から連絡があり、保険料納入告知額・領収済通知書の発送準備時に確認が不足し、本来はお客様から別途依頼のあった送付先へ送付すべきところ、本登録してある住所地へ送付されていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、希望する事業所については納入告知書を再送付しました。 ●担当部署において、保険料納入告知額・領収済通知書を引き抜く際の手順を改正し、対象事業所の確認を徹底するよう周知しました。	1,294 事業所	なし	0

3. 国民年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
55	国民年金資格取得届の誤り	確認・決定誤り	新潟	長岡	2017年 4月14日	2017年 7月13日	○お客様から問合せがあり、市町村において国民年金被保険者資格取得届の機構への報告が漏れたため、前納による納付が行えなかったことが判明しました。 ●市町村担当者がお客様にお詫びの上説明しました。資格取得の処理を行い、未徴収となっている保険料を現金領収しました。 ●市町村に対して、届書の進捗管理を徹底するよう依頼しました。	1名	未徴収	47,880
56			東京	大田	2017年 5月26日	2017年 7月31日		1名	未徴収	31,550
57			兵庫	事務センター	2015年 5月28日	2016年 3月22日		1名	未徴収	153,630
58	国民年金資格喪失届の誤り	確認・決定誤り	茨城	土浦	2017年 4月3日	2017年 5月26日	○機構本部から連絡があり、国民年金資格喪失届の案内が漏れ、国民年金保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収となった保険料を還付しました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底し必要な案内を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	193,730
59	国民年金任意加入申出書の誤り	確認・決定誤り	新潟	三条	2017年 4月7日	2017年 4月12日	○担当部署で年金記録を確認したところ、国民年金任意加入申出書を処理する際に、誤って資格喪失予定年月日の取消を行ったため、正しい期間での前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収となっている保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、資格喪失予定年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	45,470
60			山形	米沢	2014年 12月22日	2017年 4月21日		1名	過徴収	430
61			茨城	日立	2013年 5月19日	2017年 5月12日		1名	なし	0
62			神奈川	高津	2014年 6月11日	2017年 7月28日		1名	未徴収	189,110

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
63	国民年金任意加入申出書の誤り	確認・決定誤り	和歌山	和歌山西	2015年 4月13日	2017年 8月23日	○お客様から問合せがあり、国民年金任意加入申出書を処理する際に、資格喪失予定年月日の登録を誤ったため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収となっている保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、資格喪失予定年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	100,520
64	国民年金資格記録の誤り	確認・決定誤り	東京	大田	2016年 3月24日	2017年 9月20日	○担当部署において確認したところ、国民年金資格記録の訂正時に誤った処理を行ったため、保険料が誤還付となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、誤って還付した保険料の返納処理を行いました。 ●担当部署において、資格記録訂正時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	誤還付	13,860
65		入力誤り	大阪	大阪広域 事務センター	2017年 12月11日	2017年 12月27日	○お客様から問合せがあり、資格取得の処理を行う際に、資格取得日を誤って入力していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、資格取得日の入力時における確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
66		説明誤り	東京	東京広域 事務センター	2015年 11月12日	2015年 11月13日	○事務センターから連絡があり、年金記録の確認不足により、本来提出の必要のない国民年金第3号被保険者資格取得届の案内をしていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底し必要な案内を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
67	国民年金住所変更届の誤り	確認・決定誤り	大阪	城東	2014年 12月8日	2017年 6月26日	○お客様から問合せがあり、市区町村からの住所にかかる情報提供が遅れたため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●市区町村担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収となっている保険料の納付書を送付しました。 ●市区町村に対して、情報提供する際の迅速な対応を徹底するよう依頼しました。	1名	未徴収	92,690
68			宮城	仙台東	2015年 5月15日	2015年 11月12日	○お客様から問合せがあり、市町村において受付時の確認が不足したため、誤った基礎年金番号で国民年金住所変更届の処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市町村に対して、届書受付時の基礎年金番号の確認を徹底するよう依頼しました。	2名	なし	0
69	国民年金適用関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	東京	東京広域 事務センター	2017年 10月26日	2017年 10月30日	○お客様から問合せがあり、委託業者による封入・封緘時の確認不足により、他のお客様の年金手帳が誤って送付されていたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した年金手帳を回収し、正しい送付先に送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
70	国民年金適用関係届書等の管理誤り	未処理・処理遅延	大阪	堺東	2017年 6月21日	2017年 10月31日	○お客様から問合せがあり、国民年金第3号被保険者関係届が未処理のままとなっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、処理を行いました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
71	国民年金適用関係届書等の管理誤り	受理後の書類管理誤り	神奈川	事務センター	2017年 6月頃	2017年 9月13日	<p>○担当部署において確認したところ、国民年金第3号被保険者関係届等が所在不明となっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がそれぞれのお客様にお詫びの上説明し、再度届書等を提出していただき、処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。</p>	25名	なし	0

4. 国民年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
72	国民年金付加保険料納付申出書の誤り	説明誤り	東京	杉並	2014年 3月9日	2017年 5月30日	○お客様から問合せがあり、国民年金任意加入の手続きをする際に、市区町村の確認不足から、付加年金の加入を希望されていたにもかかわらず、申出書を受付していないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特定事由等該当申出書をご提出いただき、当該期間にかかる付加保険料を現金領収しました。 ●市区町村に対して、任意加入時の付加年金の加入意思の確認を徹底するよう依頼しました。	1名	未徴収	12,400
73	国民年金保険料追納申込書の誤り	確認・決定誤り	愛知	名古屋広域事務センター	2017年 4月17日	2017年 7月26日	○年金事務所から連絡があり、年金決定後に国民年金保険料の追納はできないにもかかわらず、確認不足から国民年金保険料追納申込書を受付し承認したため、追納保険料が納付されていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収となった保険料を還付しました。 ●担当部署において、追納可能期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	45,120
74	国民年金後納保険料納付申出書の誤り	確認・決定誤り	大阪	大阪広域事務センター	2014年 5月9日	2017年 2月14日	○他の事務センターから連絡があり、還付請求書の処理をする際、充当処理が漏れたため、国民年金保険料が誤って還付されていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、誤還付となった保険料を再度納付していただきました。 ●担当部署において、還付請求書処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	誤還付	136,780
75	国民年金後納保険料納付申出書の誤り	説明誤り	本部	相談・サービス推進部	2017年 6月30日	2017年 7月20日	○お客様より問合せがあり、委託業者の確認不足から、国民年金後納保険料の納付期限の案内が漏れていたため、後納可能期限が経過し後納できなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特定事由等該当申出書を受付の上処理を行い、後納納付書を送付しました。 ●委託業者に対し、電話相談時において、後納制度の後納可能期限の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	15,610
76	国民年金保険料免除理由該当・消滅届の誤り	確認・決定誤り	北海道	札幌東	2006年 9月29日	2017年 3月13日	○お客様より問合せがあり、国民年金保険料免除理由該当・消滅届の確認を漏らしたため、本来法定免除に該当しない期間が、法定免除になっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除の審査時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
77	国民年金保険料学生納付特例申請書の誤り	確認・決定誤り	東京	東京広域事務センター	2017年 10月27日	2017年 11月8日	○年金事務所から連絡があり、委託業者の確認不足から、学生納付特例申請書の処理が漏れたため、学生納付特例の承認が行われていなかったことが判明しました。 ●担当部署において処理を行い、お詫び文書を送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策を機構担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、処理時の確認を徹底するよう周知しました。	126名	なし	0
78	国民年金保険料納付書の誤り	説明誤り	高知	幡多	2017年 8月14日	2017年 10月16日	○お客様から問合せがあり、市町村が年金相談時に前納の案内を漏らしたため、前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、前納保険料を現金領収しました。 ●市町村に対して、前納の意思確認を徹底するよう依頼しました。	1名	未徴収	193,480
79	国民年金保険料差押における認可期間の誤り	確認・決定誤り	東京	江戸川	2016年 2月18日	2016年 8月5日	○本部から連絡があり、差押を執行する際、滞納処分認可期間の確認不足から、本来差押できない期間についても差押を執行し、国民年金保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、過徴収となった保険料を還付しました。 ●担当部署において、差押時の滞納処分認可期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	62,996

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
80	国民年金徴収関係通知書等の作成誤り	通知書等の作成誤り	京都	京都南	2016年 12月2日	2017年 2月23日	○機構本部から連絡があり、領収証書について、延滞金欄に領収金額の内訳を記載すべきところ、誤って保険料欄に記載していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、正しい記載の領収証書を交付しました。 ●担当部署において、領収証書記載時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
81			愛知	熱田	2017年 10月19日	2017年 10月24日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料督促状について、誤った連帯納付義務者の氏名が記載された督促状を作成し、送付していたことが判明しました。 ●担当部署よりお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、督促状作成時の氏名の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
82	国民年金徴収関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	東京	東京広域 事務センター	2017年 4月19日	2017年 5月8日	○お客様から問合せがあり、委託業者による封入・封緘時の確認誤りにより、国民年金保険料学生納付特例申請書を送付する際に、他のお客様の国民年金保険料学生納付特例申請書が混在していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した国民年金保険料学生納付特例申請書を回収し、正しい送付先に送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策を機構担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
83			岩手	盛岡	2017年 9月14日	2017年 9月29日	○お客様から問合せがあり、封入・封緘時の確認不足により、他のお客様の納付に関する申出書が誤って送付されていたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した納付に関する申出書を回収し、正しい送付先に送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
84			東京	東京広域 事務センター	2017年 11月8日	2017年 11月9日	○お客様から問合せがあり、封入・封緘時の確認不足により、特定付加保険料納付書を送付する際に、他のお客様の納付書が混在していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した納付書を回収し、正しい送付先に送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
85	国民年金徴収関係届書等の管理誤り	未処理・処理遅延	山形	山形	2016年 3月10日	2016年 5月12日	○お客様より問合せがあり、担当部署において確認したところ、国民年金後納保険料申込書、再裁定報告書等について未処理のまま保管されていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。未徴収となっているお客様に対しては納付書を送付し、未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	5名	その他	1,828,676
86		受理後の書類管理誤り	沖縄	事務センター	2015年 2月26日	2015年 8月12日	○担当部署において届書の進捗を確認したところ、国民年金保険料免除・納付猶予申請書の所在が不明になっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、再度国民年金保険料免除・納付猶予申請書を提出していただき、処理を行いました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
87	国民年金徴収関係届書等の管理誤り	受理後の書類管理誤り	宮城	仙台広域事務センター	2017年 4月12日	2017年 6月14日	○担当部署において届書の進捗を確認したところ、国民年金保険料免除・納付猶予申請書の所在が不明になっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、再度国民年金保険料免除・納付猶予申請書を提出していただき、処理を行いました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
88			福島	郡山	2017年 8月8日	2017年 10月19日	○担当部署において届書の進捗を確認したところ、市町村において国民年金保険料免除・納付猶予申請書の所在が不明になっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、再度国民年金保険料免除・納付猶予申請書を提出していただき、処理を行いました。 ●市町村に対し、書類の管理を適切に行うとともに、書類の進捗管理を徹底するよう依頼しました。	3名	なし	0

5. 年金給付関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
89	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	東京	江戸川	1989年 11月頃	2016年 5月11日	○機構本部から連絡があり、通算対象期間の確認不足により、通算老齢年金の受給権発生年月日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	83,308
90			長野	伊那	1995年 4月27日	2015年 11月18日	○機構本部から連絡があり、合算対象期間の確認不足により、老齢厚生年金の受給権発生年月日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。なお、年金の未払い又は過払いはありませんでした。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
91			北海道	札幌北	2003年 8月21日	2015年 1月5日	○担当部署において確認したところ、年金記録の判明に伴い、旧厚生年金保険法の老齢年金を新たに決定すべきところ、受給要件の確認不足から旧船員保険法の老齢年金を再裁定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。なお、年金の未払い又は過払いはありませんでした。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
92			兵庫	西宮	2003年 9月17日	2016年 7月4日	○お客様から問合せがあり、生年月日を誤って登録したことから、受給権発生年月日を誤り年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時には戸籍等での生年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	691,656
93			滋賀	事務センター	2015年 10月8日	2016年 9月7日	○機構本部から連絡があり、確認不足から年金決定時に雇用保険の基本手当の受給状況の確認が漏れていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、雇用保険被保険者番号を確認後登録しました。なお、年金の過払いは発生しませんでした。 ●担当部署において、年金決定時には基本手当の受給状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
94			富山	富山	2002年 9月頃	2016年 12月13日	○機構本部から連絡があり、年金記録の一部に不備があったことなどにより、老齢年金の改定処理が行われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時には記録確認を徹底することと今回の事象について周知しました。	1名	未払い	153,687
95			神奈川	相模原	1981年 1月22日	2015年 4月24日	○機構本部から連絡があり、先に決定していた老齢年金に登録されていた厚生年金被保険者記録の一部について、後に決定した老齢年金の決定時に登録を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	135,527

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
96	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	福岡	八幡	1964年 10月1日	2015年 3月18日	○機構本部から連絡があり、老齢年金として決定すべきところ、受給要件の確認不足から通算老齢年金として決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	4,938,736
97			大阪	大阪広域 事務センター	1979年 8月頃	2016年 2月22日	○担当部署において確認したところ、先に決定していた通算老齢年金に登録されていた厚生年金被保険者記録の一部について、後に決定した老齢年金の決定時に登録を漏らしていたこと等が判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	2名	未払い	124,398
98			茨城	下館	1983年 6月頃	2015年 9月8日	○機構本部から連絡があり、先に決定していた通算老齢年金に登録されていた厚生年金被保険者記録の一部について、後に決定した老齢年金の決定時に登録を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,484,983
99			京都	中京	1975年 10月20日	2016年 5月23日	○担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	557
100			宮城	仙台北	1990年 12月5日	2016年 3月22日	○年金相談時の記録確認により、年金記録の確認不足から、老齢年金の退職改定処理が正しく行われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	1,874,021
101			愛知	名古屋北	1985年 1月31日	2016年 12月15日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から、老齢年金の退職改定処理が正しく行われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	1,790,859
102			福岡	東福岡	1986年 7月1日	2014年 7月10日	○現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	35,384
103			神奈川	横浜中	1979年 2月6日	2015年 12月11日		1名	未払い	43,473
104			愛知	半田	1980年 6月頃	2015年 10月21日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から、70歳到達による老齢年金の改定処理が正しく行われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	34,053
105			福岡	小倉南	1985年 3月頃	2015年 12月11日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から、65歳到達による通算老齢年金の改定処理が正しく行われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	91,920

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
106	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	千葉	佐原	1977年 12月1日	2014年 7月14日	○担当部署において確認したところ、年金記録の確認不足から、老齢年金の退職改定処理が正しく行われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	34,325
107			茨城	下館	1983年 1月頃	2015年 12月14日	○担当部署において確認したところ、年金記録の確認不足から、65歳到達による通算老齢年金の改定処理が正しく行われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	126,350
108			秋田	秋田	1994年 8月頃	2015年 8月7日	○担当部署において確認したところ、年金記録の確認不足から、65歳到達による通算老齢年金の改定処理が正しく行われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	283,876
109			北海道	岩見沢	1986年 4月頃	2014年 5月20日	○担当部署において確認したところ、昭和61年4月1日時点で65歳以上であるため同日で厚生年金の被保険者資格を喪失したにもかかわらず、年金記録の確認不足から、通算老齢年金の退職改定処理が正しく行われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	3,645,168
110			島根	浜田	1986年 7月20日	2016年 12月20日	○担当部署において確認したところ、昭和61年4月1日時点で65歳以上であるため同日で厚生年金の被保険者資格を喪失したにもかかわらず、年金記録の確認不足から、通算老齢年金の退職改定処理が正しく行われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	278,600
111			北海道	岩見沢	1991年 5月20日	2014年 5月27日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、老齢年金の退職改定処理が正しく行われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	3,476,264
112			岡山	倉敷西	1982年 10月頃	2017年 2月8日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、老齢年金の退職改定処理が正しく行われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	36,171
113			埼玉	越谷	1995年 6月20日	2017年 2月15日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、老齢年金の退職改定処理が正しく行われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	302,511
114			長野	伊那	1983年 8月1日	2014年 7月29日	○事務センターから連絡があり、年金記録の確認不足から、老齢年金の退職改定処理が正しく行われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	613,800
115			東京	練馬	2017年 8月14日	2017年 9月4日	○事務センターから連絡があり、年金記録の確認不足から、老齢年金の受給要件を満たしていないにもかかわらず、誤って老齢年金の請求を案内し請求書を受付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金相談時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
116			兵庫	東灘	2017年 8月3日	2017年 11月28日	○お客様から問合せがあり、基金加入期間が代行返上しているため、厚生年金基金から支給される年金がないにもかかわらず、厚生年金基金から支給されると誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、基金加入期間を有する場合は代行返上の有無の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
117	老齢年金の受給要件等の誤り	説明誤り	東京	葛飾	2017年 6月7日	2017年 10月6日	○担当部署において確認したところ、合算対象期間の確認不足から、老齢年金の受給要件を満たしていないにもかかわらず、誤って老齢年金の請求を案内し請求書を受付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金相談時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
118	老齢年金の共済組合期間の誤り	確認・決定誤り	北海道	北見	1991年 1月頃	2017年 3月13日	○事務センターから連絡があり、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足から、共済加入期間の登録を誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	95,467
119			静岡	清水	2002年 7月11日	2016年 6月3日	○機構本部から連絡があり、老齢年金決定時の共済組合加入期間確認通知書等の確認不足から、共済加入期間の登録を誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,293,848
120			島根	浜田	2005年 10月6日	2017年 3月6日	○機構本部から連絡があり、旧農林共済組合期間の取扱いを誤り、受給要件を満たしているにもかかわらず、老齢厚生年金を決定していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。老齢厚生年金を決定し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、旧農林共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	106,644
121	老齢年金の国民年金や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	千葉	木更津	2008年 7月31日	2016年 6月1日	○機構本部から連絡があり、60歳到達前に老齢年金の受給権が発生した方は、国民年金の加入が任意となるにもかかわらず、誤って強制加入被保険者期間とした上でその期間を第3号国民年金被保険者期間として扱っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	3名	過払い	291,193
122			愛知	名古屋北	2001年 11月22日	2016年 3月18日		15名	過払い	528,837
123			広島	備後府中	1998年 8月1日	2016年 3月4日		1名	過払い	68,643
124			岐阜	岐阜北	1997年 5月29日	2016年 4月26日		4名	過払い	455,280
125			熊本	玉名	1998年 8月10日	2016年 3月24日		2名	過払い	193,538
126			岐阜	高山	1995年 4月6日	2016年 2月19日		5名	過払い	629,907
127			東京	葛飾	1998年 11月19日	2016年 6月13日		1名	過払い	128,643
128			埼玉	越谷	1997年 6月12日	2016年 5月27日		2名	過払い	88,752
129			青森	青森	1995年 8月23日	2016年 2月26日		3名	過払い	349,880

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
130	老齢年金の国民年金 や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	愛知	豊川	1996年 8月1日	2016年 6月19日	○機構本部から連絡があり、60歳到達前に老齢年金の受給権が発生した方は、国民年金の加入が任意となるにもかかわらず、誤って強制加入被保険者期間とした上でその期間を第3号国民年金被保険者期間として扱っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	3名	過払い	196,992
131			兵庫	須磨	2007年 9月28日	2017年 3月6日	○遺族年金請求時の記録確認により、代行返上されている厚生年金基金の加入期間について、代行返上されていない期間として老齢年金を決定したことから、正しい年金が支払われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、代行返上にかかる基金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,024,536
132			東京	東京広域 事務センター	2017年 7月26日	2017年 11月13日	○年金事務所から連絡があり、厚生年金被保険者記録があるにもかかわらず老齢厚生年金を決定せず、老齢基礎年金のみを決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	48,654
133			福岡	八幡	1997年 1月16日	2016年 3月31日	○機構本部から連絡があり、60歳到達前に老齢年金の受給権が発生した方は、国民年金の加入が任意となるにもかかわらず、誤って強制加入被保険者期間とした上でその期間を第3号国民年金被保険者期間として扱っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	7名	過払い	628,306
134			岐阜	美濃加茂	1999年 4月1日	2016年 6月1日		3名	過払い	287,109
135			北海道	釧路	1996年 8月7日	2016年 6月8日		2名	過払い	229,026
136			福岡	東福岡	1986年 4月14日	2016年 5月27日		2名	過払い	314,685
137			大阪	城東	1998年 2月5日	2016年 2月29日		5名	過払い	379,951
138			石川	金沢南	1997年 12月9日	2016年 4月13日		4名	過払い	391,552
139			愛媛	松山東	2011年 2月10日	2016年 6月9日		1名	過払い	3,969
140	配偶者の年金支給状 況の確認誤り	確認・決定誤り	長野	松本	1993年 4月8日	2017年 9月25日	○お客様から問合せがあり、年金決定時の配偶者の年金支給状況の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者の年金支給状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	942,665

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
141	配偶者の年金支給状況の確認誤り	確認・決定誤り	鹿児島	加治木	1996年 6月28日	2017年 10月19日	○機構本部から連絡があり、年金決定時の配偶者の年金支給状況の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者の年金支給状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,032,060
142	高齢年金の繰上げの誤り	確認・決定誤り	愛知	名古屋広域事務センター	2017年 10月20日	2017年 11月10日	○年金事務所から連絡があり、65歳支給の老齢基礎年金を希望しているにもかかわらず、確認不足から繰上げ支給の老齢基礎年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。なお、年金の未払い又は過払いはありませんでした。 ●担当部署において、繰上げ請求決定時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
143		入力誤り	埼玉	埼玉広域事務センター	2017年 8月17日	2017年 10月30日	○年金事務所から連絡があり、繰上げ支給の老齢基礎年金を希望しているにもかかわらず、委託業者が年金請求書の処理時に繰上げ請求の入力を漏らしたため、65歳から支給の年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	未払い	69,325
144	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	愛知	昭和	1994年 5月26日	2014年 7月17日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から船員保険記録の登録を誤り遺族厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,314,742
145			北海道	札幌北	2002年 2月21日	2016年 9月29日		1名	未払い	373,719
146			愛知	昭和	1986年 4月25日	2014年 10月23日		1名	未払い	63,900
147		説明誤り	千葉	佐原	2008年 1月19日	2015年 10月7日	○お客様から問合せがあり、過去の年金相談の際に、遺族厚生年金の受給要件を満たしているにもかかわらず、確認不足から受給要件がないと説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。遺族厚生年金を決定し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、遺族年金請求時には受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	962,650
148		神奈川	横浜南	2016年 6月6日	2016年 6月6日	○担当部署において確認したところ、納付要件の確認不足から、本来請求できない遺族厚生年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、遺族年金の相談の際には、受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0	

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
149	遺族年金の受給要件等の誤り	説明誤り	本部	中央年金センター	2017年 10月26日	2017年 12月13日	○担当部署において確認したところ、父親が遺族年金の受給権を有していることから遺族年金が支給停止となる子に対し、確認不足から支給停止を解除するための届書の提出を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、遺族年金が支給停止となる場合について再確認しました。	1名	なし	0
150	障害年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	福岡県	福岡広域事務センター	2017年 5月17日	2017年 5月31日	○お客様から問合せがあり、障害状態確認届受付後の処理手順を誤ったことから、障害年金が差止となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。差止解除の処理を行ったため年金の支払いに遅延は生じませんでした。 ●担当部署において、障害状態確認届受付後の処理手順の再確認を行いました。	70名	なし	0
151			広島	広島広域事務センター	2017年 5月17日	2017年 5月31日		93名	なし	0
152			東京	葛飾	2017年 3月23日	2017年 6月6日	○お客様から問合せがあり、障害年金の請求に必要な書類が不足していたことから、お客様に必要な書類の提出をご案内すべく、確認不足から案内していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。書類を提出いただき年金を決定し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、障害年金請求にあたり必要となる添付書類の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	320,942
153			福岡	福岡広域事務センター	2017年 9月6日	2017年 9月21日	○市町村から連絡があり、確認不足から所得状況届連名簿の処理を誤り、障害基礎年金の一部を誤って停止する処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。早期に訂正処理を行ったため、年金の未払いは発生しませんでした。 ●担当部署において、所得状況届連名簿の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	10名	なし	0
154			北海道	事務センター	2017年 9月19日	2017年 10月3日	○機構本部から連絡があり、障害年金の差止を解除すべきでない方に対し、誤って差止解除の処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、差止解除の処理を行う時の対象者の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	3,113,096
155		説明誤り	京都	上京	2014年 9月30日	2015年 10月8日	○お客様から問合せがあり、過去の年金相談の際に、65歳到達前に障害基礎年金を請求する必要があることを説明していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。請求書を提出いただき処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、障害年金の相談の際には、受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	454,070
156			茨城	土浦	2015年 1月26日	2017年 7月27日	○年金相談時の記録確認により、過去の年金相談の際に障害認定基準の確認不足から、事後重症請求が可能であるにもかかわらず、事後重症請求できることを説明していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。請求書を提出いただき処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、障害年金の相談の際には、障害状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,623,989

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
157	障害年金の受給要件等の誤り	説明誤り	高知	幡多	2017年 7月24日	2017年 11月24日	○機構本部から連絡があり、納付要件の確認不足から、本来請求できない障害年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、障害年金の相談の際には、受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
158			愛知	昭和	2016年 10月20日	2016年 10月25日	○担当部署において確認したところ、納付要件の確認不足から、本来請求できない障害年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、障害年金の相談の際には、受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
159	加給年金の誤り	確認・決定誤り	石川	金沢北	2015年 7月4日	2017年 12月21日	○年金相談時の記録確認により、配偶者の年金支給状況の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	259,864
160			兵庫	西宮	1988年 4月1日	2015年 2月27日	○未支給年金請求時の記録確認により、配偶者の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額の加算及び振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	2名	未払い	5,735,370
161			東京	墨田	1998年 4月16日	2017年 4月20日	○事務センターから連絡があり、配偶者の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	43,217
162	再裁定の誤り	確認・決定誤り	福岡	東福岡	2006年 9月30日	2017年 2月22日	○機構本部から連絡があり、年金決定後に国民年金保険料の免除申請があった場合は、免除申請月の翌月から年金額を改定すべきところ、受給権発生時点に遡って年金額を改定するための再裁定を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。なお、年金の過払いは発生しませんでした。 ●現在は自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	なし	0
163			熊本	熊本東	2005年 12月13日	2017年 2月21日	○機構本部から連絡があり、年金決定後に国民年金保険料が免除されたために、年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	8,651

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
164	再裁定の誤り	確認・決定誤り	本部	中央年金センター	2017年 9月1日	2017年 10月4日	○担当部署において確認したところ、老齢厚生年金の再裁定を行った際に調整額の登録を誤ったため、正しい年金の支払いとなっていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、再裁定時の処理手順について再確認を行いました。	1名	過払い	119,890
165			愛知	大曾根	2009年 11月11日	2016年 6月13日	○他の年金事務所から連絡があり、年金決定後に受給権発生前の期間の賞与が登録されたにもかかわらず、確認不足から年金額の再計算を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定後に賞与支払届が処理された場合には、再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	218,222
166		説明誤り	北海道	旭川	2017年 1月26日	2017年 6月5日	○お客様から問合せがあり、年金記録の訂正に伴う再裁定により、年金額が減額となるにもかかわらず、誤って増額となると説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金記録の訂正がある場合の年金額の試算方法を再確認しました。	1名	なし	0
167	年金選択の誤り	確認・決定誤り	秋田	鷹巣	1999年 4月20日	2016年 4月21日	○年金相談時の記録確認により、老齢基礎年金と旧共済法の遺族年金を併せて受給できるにもかかわらず、老齢基礎年金の支給が停止となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	9,519,575
168			本部	中央年金センター	2009年 7月13日	2017年 5月26日	○年金事務所から連絡があり、通算老齢年金決定時の選択処理において、保留の解除を漏らしたことから通算老齢年金の支払いが行われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,853,384
169			本部	中央年金センター	2014年 6月3日	2017年 6月20日	○事務センターから連絡があり、年金選択申出書処理時の確認不足から年金の選択処理を誤ったため、支給停止すべき遺族厚生年金を誤って支給していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金選択の処理を行う際の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	831,171
170			大阪	天王寺	2009年 10月頃	2016年 4月15日	○機構本部から連絡があり、65歳から老齢厚生年金と障害基礎年金を併せて受給できるにもかかわらず、老齢厚生年金が支給停止となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	964,695

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
171	年金選択の誤り	確認・決定誤り	山口	岩国	1978年 1月1日	2016年 7月26日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から旧厚生年金保険法の遺族年金と通算老齢年金の選択処理を誤り、通算老齢年金が正しい年金の支払いとなっていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金選択の処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	126,996
172	年金決定時の氏名登録の誤り	入力誤り	福岡	福岡広域 事務センター	2017年 8月17日	2017年 10月27日	○機構本部から連絡があり、年金請求書の処理時の確認不足から委託業者が氏名の入力を誤っていたため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	未払い	26,889
173	年金の振込金融機関にかかる誤り	確認・決定誤り	群馬	高崎広域 事務センター	2017年 4月4日	2017年 11月15日	○お客様から問合せがあり、年金受給権者受取機関変更届について別のお客様の基礎年金番号が記載されていたにもかかわらず、正しい基礎年金番号の確認を行わず処理を行ったため、年金が正しく支払われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認し、過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金受給権者受取機関変更届処理時の記載内容の確認を徹底するよう周知しました。	2名	その他	1,440,730
174		入力誤り	大阪	大阪広域 事務センター	2017年 7月18日	2017年 10月17日	○お客様から問合せがあり、委託業者が年金請求書の処理時に口座番号の入力を誤ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	未払い	56,564
175	福岡		福岡広域 事務センター	2017年 6月30日	2017年 10月17日	1名		未払い	51,252	
176	香川		高松広域 事務センター	2017年 7月24日	2017年 10月18日	1名		未払い	7,677	
177	大阪		大阪広域 事務センター	2017年 7月28日	2017年 10月18日	1名		未払い	38,210	
178	香川		高松広域 事務センター	2016年 10月7日	2016年 12月28日	○お客様から問合せがあり、年金受給権者受取機関変更届の処理時に委託業者が口座番号の入力を誤ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。		1名	未払い	200,784
179			岩手	事務センター	2017年 6月1日	2017年 10月16日	○お客様から問合せがあり、年金請求書の処理時に支店コードの入力を誤ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	45,596

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
180	年金の振込金融機関にかかる誤り	入力誤り	大阪	大阪広域事務センター	2017年7月18日	2017年10月18日	○年金事務所から連絡があり、委託業者が年金請求書の処理時に口座番号の入力を誤ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	未払い	31,360
181			大阪	大阪広域事務センター	2017年7月25日	2017年10月25日		1名	未払い	6,629
182			香川	高松広域事務センター	2016年12月5日	2017年2月9日	○金融機関から連絡があり、年金受給権者受取機関変更届の処理時に委託業者が口座番号の入力を誤ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	未払い	154,398
183			香川	高松広域事務センター	2016年12月8日	2017年2月9日		1名	未払い	285,770
184			広島	広島広域事務センター	2016年10月12日	2017年1月10日		1名	未払い	408,510
185	未支給年金の誤り	確認・決定誤り	大阪	天王寺	2017年1月6日	2017年4月21日	○お客様から問合せがあり、年金相談センターにおいて他のお客様の基礎年金番号が記載されていることに気づかないまま未支給年金請求書を受付し処理を行ったため、他のお客様の年金の支払いが保留されていたことなどが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、未支給年金請求書受付時の記載内容の確認を徹底するよう周知しました。	2名	未払い	376,348
186		説明誤り	兵庫	西宮	2017年1月4日	2017年3月17日		1名	なし	0
187		東京	葛飾	2017年6月12日	2017年8月28日	1名		なし	0	

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
188	記録訂正の誤り	説明誤り	東京	東京広域 事務センター	2016年 8月30日	2016年 10月6日	○機構本部から連絡があり、確認不足から記録訂正に伴い年金の返納金が発生することについての説明を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金記録訂正の際は、年金見込額の試算を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
189	振替加算の説明誤り	説明誤り	千葉	船橋	2016年 10月28日	2016年 12月22日	○機構本部から連絡があり、振替加算の要件の確認不足から、委託社会保険労務士が振替加算の加算開始時期を誤って説明し届書の提出を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認し、社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0
190	年金給付関係書類の説明誤り	説明誤り	愛知	豊川	2017年 4月5日	2017年 4月27日	○事務センターから連絡があり、年金相談時の確認不足からお客様からの申出に基づき年金記録照会申出書を受付すべきところ、提出の案内をしていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、年金記録照会申出書を受付しました。 ●担当部署において、年金記録照会に必要なとなる申出書について再確認を行いました。	1名	なし	0
191			神奈川	厚木	2017年 8月24日	2017年 9月25日	○機構本部から連絡があり、年金の繰下げ請求時に必要な所得証明書の年度を誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、正しい年度の所得証明書を提出いただきました。処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金請求に必要なとなる添付書類について再確認を行いました。	1名	未払い	256,695
192	死亡一時金の誤り	確認・決定誤り	東京	東京広域 事務センター	2016年 8月19日	2016年 9月6日	○担当部署において確認したところ、死亡一時金決定時の確認不足から、死亡一時金を二重に支払っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの一時金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、死亡一時金決定時には一時金の支給状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	120,000
193	脱退手当金の誤り	確認・決定誤り	島根	出雲	2010年 3月16日	2017年 7月21日	○年金請求書受付時の記録確認により、被保険者種別の確認を誤ったことから、手当金の額の計算を誤り脱退手当金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、脱退手当金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	9,500
194	特別一時金の誤り	確認・決定誤り	福島	会津若松	1986年 10月20日	2015年 12月9日	○事務センターから連絡があり、障害年金の受給権発生日以降は法定免除となるため、国民年金保険料を還付すべきところ、誤って保険料納付済期間として扱い特別一時金を支給していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特別一時金の支給を取消し、保険料納付済期間を法定免除期間に訂正し、過徴収となった国民年金保険料は還付の処理を行いました。 ●担当部署において、特別一時金の支給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	85,780
195	在職支給停止の誤り	説明誤り	福岡	久留米	2017年 3月23日	2017年 10月14日	○お客様から問合せがあり、年金相談時に在職による年金の支給停止が終了する時期を誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、在職年齢年金制度について再確認を行いました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
196	年金給付関係通知書等の誤送付	誤送付・誤送信	大阪	大阪広域事務センター	2017年 11月16日	2017年 12月4日	○お客様から問合せがあり、封入封緘時の確認不足により、委託業者が他のお客様に送付すべき基金加入員証を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した基金加入員証を回収し、本来送付すべきお客様に基金加入員証を送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入封緘時の確認を徹底するよう指導しました。	2名	なし	0
197			本部	中央年金センター	2017年 10月30日	2017年 11月13日	○お客様から問合せがあり、封入封緘時の確認不足により、委託業者が他のお客様に送付すべき扶養親族等申告書等を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した扶養親族等申告書等を回収し、本来送付すべきお客様にお渡ししました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入封緘時のチェックを徹底するよう指導しました。	28名	なし	0
198			本部	中央年金センター	2017年 11月22日	2017年 11月27日	○お客様から問合せがあり、封入封緘時の確認不足により、他のお客様に送付すべき扶養親族等申告書の添付書類を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した添付書類を回収し、本来送付すべきお客様にお渡ししました。 ●担当部署において、封入封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
199	年金給付関係書類の管理誤り	確認・決定誤り	香川	高松広域事務センター	2017年 9月19日	2017年 10月3日	○担当部署において確認したところ、お客様から提出いただいた届書の一部について、確認不足から誤って廃棄するための表示を付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、届書を再提出いただきました。 ●担当部署において、書類を適切に扱うよう周知しました。	1名	なし	0
200		未処理・処理遅延	神奈川	藤沢	2012年 1月17日	2016年 12月15日	○年金相談時の記録確認により、老齢基礎年金の繰上げ請求書の受付後に遺族共済年金の支給が確認されたことから、繰上げ請求の取消の可否について確認すべきところ、確認が漏れたままとなっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、確認を行いました。なお、年金の未払い又は過払いは発生しませんでした。 ●担当部署において、年金請求書受付後の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
201			茨城	日立	2014年 11月頃	2016年 4月22日	○担当部署において確認したところ、再裁定報告書等の機構本部への進達漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。機構本部へ進達し再裁定処理を行い、過払いがあるお客様については返納の処理を行い、未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	9名	その他	8,399,465
202			埼玉	埼玉広域事務センター	2012年 12月19日	2017年 9月19日	○担当部署において確認したところ、未支給年金請求書が未処理のまま保管されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。機構本部へ進達し処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	58,333

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
203	年金給付関係書類の 管理誤り	未処理・処理遅延	秋田	鷹巣	2016年 8月3日	2018年 1月4日	○担当部署において確認したところ、未支給年金請求書を市町村が未処理のまま保管していたことが判明しました。 ●機構本部へ進達し処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●市町村に対し、書類の管理を徹底するよう依頼しました。	3名	未払い	104,798
204		受理後の書類管理誤り	本部	経営企画部	2015年 4月13日	2015年 5月13日	○年金事務所から連絡があり、年金事務所から送付された共済組合等加入記録回答票等が所在不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、必要な確認を行った上で処理を行いました。 ●担当部署において、年金事務所等からの送付物についての管理体制を見直しました。	23名	なし	0